

【表紙】	
【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月22日
【会社名】	チャイナ・シティック・バンク・コーポレーション・リミテッド (China CITIC Bank Corporation Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役会会長兼業務執行取締役 李慶萍 (Li Qingping, Chairperson of the Board of Directors and Executive Director)
【本店の所在の場所】	中華人民共和国 北京市東城区朝陽門北大街9号 (No.9 Chaoyangmen Beidajie, Dongcheng District, Beijing, People's Republic of China)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 島崎文彰
【代理人の住所又は所在地】	東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03) 5802-5860
【事務連絡者氏名】	弁護士 島崎文彰
【連絡場所】	東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03) 5802-5860
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注) 1. 本書に記載の「人民元」は中国の法定通貨である人民元を、「円」は日本円を指す。本書において便宜上、一定の人民元金額は2016年12月14日の中国外貨取引センター公表の仲値である1人民元 = 16.68円により円に換算されている。

2. 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の語は以下の意味を有するものとする。

「当行」	チャイナ・シティック・バンク・コーポレーション・リミテッド(中信銀行股份有限公司)
「CBRC」	中国銀行業監督管理委員会
「CSRC」	中国証券監督管理委員会
「中国」	中華人民共和国(香港、マカオおよび台湾を除く。)
「上海証券取引所」	上海証券交易所

1【提出理由】

当行は、下記の有価証券の発行に関連して、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に従い、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

有価証券の発行 - 株券

(1) 有価証券の種類及び銘柄

優先株式

(2) 優先株式に関する事項

() 発行数

350,000,000株

() 発行価格及び資本組入額

(a) 発行価格

1株当たり100人民元(約1,668円)

(b) 資本組入額

該当なし。下記「() 発行価額の総額及び資本組入額の総額 - (b) 資本組入額の総額」を参照されたい。

() 発行価額の総額及び資本組入額の総額

(a) 発行価額の総額

35十億人民元(約583,800百万円)

(b) 資本組入額の総額

該当なし*

* 本優先株式は、その帳簿価額(合計34,951,969,400人民元(約582,999百万円))(発行関連費用48,030,600人民元(約801百万円)を控除後の発行手取金の金額)で、当行の株主資本を構成する科目である「その他持分商品」に計上される予定である。普通株式への転換の詳細については、下記「() 株式の内容：転換」を参照されたい。

() 株式の内容：

配当の累積 なし

残余利益分配への参加 なし

配当率の調整 あり（詳細については下記を参照されたい。）

配当金支払方法 本優先株式に対する配当金は、年1回支払われる。配当金は、本優先株式の関連トランシュの払込期日（すなわち、2016年10月26日）現在の発行済本優先株式の関連トランシュの額面金額合計について計算が開始される。配当金支払日は、本優先株式の募集についての払込期日の各年の応当日（すなわち、10月26日）である。かかる日が取引日ではない場合は、配当金支払日はその翌取引日に延期されるものとし、かかる延期について利息は発生しないものとする。

本優先株式の株主は、関係法令に従い、その配当所得について支払うべき租税を負担する。

配当率決定の原則 本優先株式の配当率は、段階的に調整される。配当発生期間は支払日から5年間であり、かかる配当期間については固定配当率が適用される。取締役会は、初回の配当期間の配当率を、株主総会の授権ならびに本優先株式の募集期間中の国家政策、市場状況、当行の具体的な状況および投資家の要求に従った価格引合いまたは関連当局が承認したその他の方法によって3.80%に決定した。本優先株式の名目配当率は、当行の直近2会計年度の自己資本利益率（ROE）の加重年間平均^(注)を上回ってはならない。

（注）自己資本利益率の加重年間平均は、「有価証券の募集を行う企業による情報開示のための作成および報告規則第9号 - 自己資本利益率および1株当たり利益の計算および開示（2010年改訂）」に従った当行の普通株式の株主に帰属する自己資本に基づき計算される。

名目配当率には、指標金利および固定スプレッドが含まれる。指標金利は、中央国債登記結算有限責任会社またはそれと同一の責任を有するその他当局による中国債券情報網（www.chinabond.com.cn）によって公表される中国銀行間固定金利国債に示されるイールド・カーブに含まれる、本優先株式の関連トランシュの払込期日（すなわち、2016年10月26日）（その日を含まない。）の直前の20取引日における5年物の中国国債の単純平均利回り（0.01%単位に四捨五入される。）を参照して、2.50%に設定されている。固定スプレッドは、本優先株式の募集中に定められる名目配当率から指標金利を差し引くことによって、1.30%に決定されている。固定スプレッドは、確定後には再調整されない。

配当率再調整日（本優先株式の関連トランシュの払込期日の5年目の応当日である10月26日）において、新たな配当期間の配当率が、当初配当率決定期間中に決定された固定スプレッドに再調整日現在の指標金利を加算することによって決定される。指標金利は、中央国債登記結算有限責任会社またはそれと同一の責任を有するその他当局による中国債券情報網（www.chinabond.com.cn）によって公表される中国銀行間固定金利国債に示されるイールド・カーブに含まれる、本優先株式の募集の初日（その日を含まない。）の直前の20取引日における5年物の中国国債の単純平均利回り（0.01%単位に四捨五入される。）である。将来において配当率再調整日に指標金利が利用できなくなった場合、当行および投資家は、関連当局の要請に応じて、指標金利またはその決定原則について合意する。

配当金支払条件

(1) 損失を補填し、法律に従い法定利益準備金の積立ておよび一般準備金の繰入れを行った後に分配可能な税引後利益がある場合、商業銀行の資本に対する規制上の要件を満たしていることを条件として、当行は本優先株式の株主に配当金を分配することができる。本優先株式の株主は、配当金の分配に関し普通株式の株主より優先される。配当金の支払は当行の格付と連動せず、またかかる格付の変更に伴い調整されない。

(2) 当行は、債務不履行事由を構成することなく本優先株式に対する配当金の分配を取り消すことができる。当行はその完全な裁量により、本優先株式に対する取り消された配当金を期限が到来したその他の負債の返済に充当することができる。本優先株式に対する配当金分配の取消しは、普通株式に係る利益分配に対する制約以外には当行に対する制約を構成しない。当行は配当金分配の取消しを決定する場合、本優先株式の株主の利益を十分に考慮する。

(3) 取締役会は毎年、本優先株式に対する配当計画を検討する。本優先株式の株主への配当金分配の全部または一部の取消しは、取締役会による決議後に株主総会に提出されて審議され、承認を得なければならない。当行の本優先株式についての配当金の取消しは、配当金支払日の少なくとも10営業日前に投資家に通知しなければならない。当行が本優先株式に対する配当金分配の全部または一部を取り消す場合、当行は、株主総会が関連決議を採択した日から配当の全額支払が復活する^(注)までの期間中は、普通株式の株主に対し利益分配を行ってはならない。

(注) 配当の全額支払の復活とは、当行が、配当金取消期間中に配当金全額の支払の再開を決定したことを意味する。本優先株式に対する配当金支払は非累積的であるため、上記の状況は、当行が過年度において取り消された配当金を分配するという意味ではない。

転換

1. 強制転換のトリガー条件

(1) その他Tier-1資本についてトリガー事由が発生した場合（すなわち、コアTier-1自己資本比率が5.125%以下に低下した場合）、当行は、本優先株式の全部または一部を、その額面価額の合計に基づき、当行のコアTier-1自己資本比率を5.125%を上回る水準まで回復させるために普通A株式に転換することができる。

(2) Tier-2資本商品についてトリガー事由が発生した場合、当行は、本優先株式の全部を、その額面価額の合計に基づき、普通A株式に転換することができる。Tier-2資本商品についてのトリガー事由とは、次のうちのいずれか先に発生した方を指す。
(a) CBRCが、転換もしくは減免を行わなければ当行が存続できないと判断した場合、または(b) 関連当局が、公的部門からの資本注入もしくは同等の支援がなければ当行が存続できないと判断した場合。

本優先株式の普通A株式への転換後は、いかなる状況においても、本優先株式に戻すことはできない。当行は、本優先株式の普通株式への一切の強制転換について、CBRCに報告して審査および決定を仰ぐものとし、中国証券法およびCSRCの関連規則に従い、臨時報告および対外発表を含む開示義務を履行する。

2. 強制転換期間

本優先株式の強制転換期間は、本優先株式の募集後の最初の取引日から、すべての本優先株式の償還または転換日までである。

3. 強制転換価格

本優先株式の当初強制転換価格は、本募集を承認する取締役会決議公表日前の20取引日における当行の普通A株式の平均取引価格（すなわち、7.07人民元）である。

20取引日における当行の普通A株式の平均取引価格 = 当該20取引日における普通A株式の売買代金合計 / 当該20取引日における普通A株式の出来高合計

本優先株式の発行後、当行A株式に関して無償株式交付（現金配当オプションを除く。）、準備金の資本組入れ、時価よりも低い価格での新株の追加発行（優先株式および転換社債などの）普通株式に転換可能な金融商品の転換による株式を除く。）および株主割当発行が発生した場合、当行は、かかる事由の発生と同じ順序で強制転換価格を累積的に調整する。ただし、普通株式に対する現金配当の分配によって強制転換価格の調整が生じることはない。具体的な調整方法は以下のとおりである。

無償株式交付または準備金の資本組入れの場合：

$$P_1 = P_0 \times N / (N + n)$$

時価を下回る価格での新A株式の追加発行または株主割当発行：

$$P_1 = P_0 \times (N + k) / (N + n) ; k = n \times A / M$$

うち、「P₀」は調整前の強制転換価格を、「N」は普通A株式に関する無償株式交付、準備金の資本組入れ、新株の追加発行または株主割当発行前の当行の普通株式数合計を、「n」は普通A株式に関する無償株式交付、準備金の資本組入れ、新株の追加発行または株主割当発行による追加株式の株数を、「A」はA株式の追加発行または株主割当発行の引受価格を、「M」は普通A株式に関する新株の追加発行または株主割当発行に関する発表（追加発行または株主割当発行の有効かつ取消不能な条件を含む発表）が行われた日の直前の取引日の普通A株式の終値を、「P₁」は調整後の有効な強制転換価格をそれぞれ指す。

株式の種類、株数および/または株主持分の変更につながり、本優先株式の株主の利益に影響するような株式の買戻し、合併もしくは会社分割またはその他の当行に関する事情が発生した場合、当行は、具体的な状況に鑑みて、かつ正当、公平および公正の原則に基づき、本優先株式の株主と普通株式の株主の利益を十分に保護し、これら利益の間の均衡を維持しつつ、強制転換価格を調整することができる。かかる状況における転換価格の調整メカニズムは関連規則に従い決定される。

4. 強制転換の比率および決定原則

本優先株式の強制転換の場合に転換される株式数を決定する算式は、以下のとおりである：

$$Q = V / P$$

「Q」は優先株主が保有する各本優先株式から転換される普通A株式の株式数を、「V」は当該強制転換の対象となる本優先株式の額面総額を、「P」は強制転換の際

して上記「3. 強制転換価格」に記載の算式を用いて累積的に調整された有効な強制転換価格をそれぞれ指す。

本優先株式の転換後に1株未満となる残存分は、現金で支払われる。

トリガー事由が発生した場合、本優先株式の全部または一部は、損失を均等な割合で吸収するという原則に基づき、上記の算式を用いてA株式に転換される。

5. 強制転換が行われた年の配当金の帰属

本優先株式から転換された追加の普通A株式は、既存の普通A株式と同一の権利および利益を有する。配当基準日における普通株式のすべての株主（本優先株式の強制転換により生じる普通A株式の株主を含む。）は、配当金支払を受ける等しい権利を有する。

6. 強制転換の授権

株主総会は、本優先株式の転換期間中に強制転換のトリガー事由が発生した場合、法令、当行の定款および関連規制当局により許される限り、かつ株主総会が承認した枠組みおよび原則に違反していない限り、本優先株式の転換に関連するあらゆる事項（A株式の発行、定款の改正、規制機関による承認のための関連手続きの実施ならびに登録資本金およびその他の会社登記の変更を含むがそれらに限定されない。）を扱うことを取締役会に対して授権しており、取締役会はかかる権限をいずれか一人の取締役または上級役員に対して再委任している。

償還

商業銀行の資本に対する規制上の要件に基づき、本優先株式について売戻条項は設定されていないが、条件付償還条項は設定されている。本優先株式の株主は、当行に対して償還権の行使を要求する権利または本優先株式を当行に売り戻す権利を有さない。

1. 償還権の所有

当行は、CBRCによる承認を条件として、本優先株式の償還権を有している。

2. 償還条件および償還期間

本優先株式に満期日はない。CBRCの関連規則に基づき、当行は本優先株式の償還権を行使する予定はなく、また、投資家も本優先株式の償還を期待してはならない。

しかしながら、CBRCによる承認があれば、当行は本優先株式の発行日から5年を経過した後に本優先株式の全部または一部を償還することができる。本優先株式の償還期間は、発行日の5年後に開始し、すべての本優先株式の償還または転換が完了した日に終了する。

当行は、償還権の行使に当たって以下の要件を満たさなければならない。すなわち、(a)当行が、持続可能な収益稼得能力を有しており、償還された本優先株式を同等以上の資本商品と置換すること、および(b)償還権の行使後の当行の資本水準が、CBRCの規制上の資本要件を引き続き大幅に上回っていること。

3. 償還価格

当行は、償還期間中に、本優先株式の額面金額に当該期間に未払いの配当金を加算した金額で、未転換の本優先株式の全部または一部を償還することができる。

4. 償還の授権

株主総会は、法令、当行の定款および関連規制当局により許される限り、かつ株主総会が承認した枠組みおよび原則に違反していない限り、償還に関連するあらゆる事項を扱うことを取締役会に対して授権しており、取締役会はかかる権限をいずれか一人の取締役または上級役員に対して再委任している。

格付

当行は、大公国際資信評価有限公司に本優先株式の信用格付および今後の追跡格付を依頼している。「2016年における優先株式の非公開発行に関する中信銀行股份有限公司の信用格付報告書」（大公報D[2015]1046号）によれば、当行の信用格付は「AAA」、当行の見通しは「安定的」および本優先株式の格付は「AA+」である。

保証の取決め

本優先株式には、担保は付されない。

ロックアップ期間 本優先株式には、ロックアップ期間は設定されていない。譲渡および売買にかかる投資家保持の適格性基準は、募集のものと一致している。当該本優先株式に対する投資家数が200人を上回るようになるような同一の条項を有する本優先株式の譲渡または売買を行ってはならない。

譲渡 本優先株式は、上海証券取引所の指定取引プラットフォームで譲渡される。

議決権の制約 法令および定款に基づき、本優先株式の株主は通常、株主総会に出席する権利を有さず、本優先株式に議決権は付されていない。以下の状況のいずれかにおいては、本優先株式の株主は、株主総会に出席して以下の事項に対して、普通株式の株主とは別途、投票する権利を有する。当行が保有している以外の優先株式は、1株当たり1個の議決権を有する。

- (1) 本優先株式に関連する定款の変更
- (2) 当行の登録資本金の10%を上回る単一または累積的な減少
- (3) 当行の合併、分割、解散または会社形態の変更
- (4) 本優先株式の募集
- (5) 定款に規定された本優先株式の株主の権利が変更されるかまたは取り消されるその他の状況

開催される株主総会において上記事項のいずれかの審議が含まれている場合、本優先株式の株主に招集通知が付与される。これは、会社法および定款に規定される普通株式の株主への通知手続きに従うものとする。

上記事項にかかる決議は、株主総会に出席した普通株式の株主（復活した議決権を有する本優先株式の株主を含む。）が有する議決権の3分の2以上によって可決されるものとし、かつ株主総会に出席した本優先株式の株主（復活した議決権を有する本優先株式の株主を除く。）が有する議決権の3分の2以上により可決されるものとする。

議決権復活の取決め

1. 議決権復活条項

法令および定款に基づき、本優先株式の発行後に当行が合計で3会計年度または連続して2会計年度について本優先株式の合意された配当金を支払わない場合、利益分配を行わない旨の決議が株主総会において承認された日から、本優先株式の株主は株主総会に出席して普通株式の株主と共同で議決権を行使する権利を有する。

本優先株式の議決権の復活後、本優先株式の各株主は、以下の模擬転換価格で一定の割合で議決権を計算し、取得し、株主総会において、議決権のかかる割合に応じて普通株式の株主と共同で議決権を行使することができる。

当初模擬転換価格は、上記「転換 - 3. 強制転換価格」に記載された当初強制転換価格に等しい。模擬転換数量（すなわち、本優先株式の各株主に付与される議決権）の算式は、以下のとおりである。

$Q = V / E$ 端数は整数個になるよう切り捨てられる。

うち、「Q」は本優先株式の株主により保有される普通A株式の議決権が復活した本優先株式の株式数を、「V」は当該株主が保有する本優先株式の額面総額を、「E」は有効な模擬転換価格をそれぞれ指す。

本優先株式の発行後、当行A株式に関して無償株式交付（現金配当オプションを除く。）、準備金の資本組入れ、時価よりも低い価格での新株の追加発行（優先株式および転換社債などの）普通株式に転換可能な金融商品の転換による株式を除く。）および株主割当発行が発生した場合、当行は、かかる事由の発生と同じ順序で模擬転換価格を累積的に調整する。具体的な調整方法は、上記「転換 - 3. 強制転換価格」に記載された強制転換価格の調整方法と一致している。

2. 議決権復活の解除

本優先株式の議決権の復活後、議決権は、当行が当該年度にかかる配当金を全額支払う日まで復活する。定款には、本優先株式の議決権の復活にかかるその他の状況が規定されることがある。

(3) 発行方法

本優先株式は、規制当局により承認された関連手続きに従い少数の投資家に対する募集により発行される。本優先株式の取得者の人数は200人までとする。

(4) 引受人の氏名または名称

該当なし

(5) 募集を行う地域

中国

(6) 手取金の総額ならびに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

() 手取金の総額

35十億人民元(約583,800百万円)(合計48,030,600人民元(約801百万円)の募集関連費用、証券登録費用およびその他の仲介機関費用を含む。)

() 手取金の用途

募集関連費用控除後の本優先株式の発行手取金(34,951,969,400人民元)(約582,999百万円)はすべて、当行のその他Tier 1 資本の補充および当行の自己資本比率の引上げのために使用される。

(7) 新規発行年月日

2016年11月9日*

* 株式の登録完了日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

上海証券取引所

(9) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額: 48,934,796,573人民元(約816,232百万円)

発行済株式総数: 49,284,796,573株(うち、A 株式34,052,633,596株、H 株式14,882,162,977株および優先株式350,000,000株)

以上